

## 知床五湖冬期エコツアーについて

2017/12/19 斜里町 商工観光課

知床五湖の利用のあり方協議会（第 37 回）資料

## 1. これまでの利用状況

- 知床五湖園地の冬期利用（岩尾別ゲート以奥の立ち入り）は、道道の冬期通行止区間の特例使用要綱が整備されたことを契機として、平成 19 年度（2007 年度）に開始された。
- H19～25 年度（2007～2013 年度）は、原則として、徒歩（スキー等）での利用が認められたものであったが、H26 年度（2014 年度）以降は、ガイド車両による立ち入りが認められることとなった。
- この 10 年間の利用実績は、次のとおり。

|    | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27   | H28   |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|
| 人数 | 199 | 164 | 162 | 189 | 249 | 53  | 66  | 747 | 2,127 | 2,371 |

## 2. 平成 29 年度 事業計画概要

- (1) 事業名 厳冬期の知床五湖エコツアー事業
- (2) 事業主体 知床五湖冬期適正利用協議会  
構成団体： 網走南部森林管理署、知床財団、自然公園財団、知床自然保護協会、釧路自然環境事務所、知床ガイド協議会、斜里町、知床斜里町観光協会（オブザーバー：知床森林生態系保全センター、オホーツク総合振興局）
- (3) 事業期間 平成 30 年 1 月 22 日（月）～3 月 22 日（木） の 60 日間（予定）
- (4) 利用目標人数 2,300 人
- (5) 事業費（概算） 400 万円（うち 211 万円が除雪費）
- (6) 除雪方法 協議会による自主除雪（H26～28 年度は、道道としての試験除雪）
- (7) 主要利用条件
  - ①登録要件を満たし、事前に研修と認定を受けた「引率指導者」が引率するガイドツアーのみが利用可能（登録要件とは、ガイド協議会所属、ガイドライン遵守、ガイド歴、保険等）
  - ②このツアーのみが岩尾別ゲートを超え、知床五湖駐車場まで車両で移動・立ち入ることが可能
  - ③五湖園地では、歩くスキーまたはスノーシューを用いて散策
  - ④園地内での歩行ルートは、協議会で事前に設定
  - ⑤利用時刻は、岩尾別ゲート起点で 8:30～16:30。運用上、ゲート通過時刻を 8:30 と 13:00 の 1 日 2 回に限定

- ⑥引率指導者 1 名あたりの参加者は、10 名以内
- ⑦出発時に大雪警報か暴風雪警報が発令されているときは催行中止
- ⑧その他安全配慮義務、静寂性の確保など

### 3. 平成 30 年度以降の利用（知床五湖の通年利用の可能性）の検討

#### (1) 経 過

- 道道知床公園線の岩尾別ゲート以奥は、住宅などがなく道路需要がないこと、雪崩のおそれがあること、などの理由により、これまで冬期間（11 月下旬～4 月中旬）通行止めとなっていた。
- 平成 21 年度頃から、高架木道工事やエゾシカ個体数管理のために除雪されるようになり、除雪実績がつかまっていた。
- 一方で、ツアーは前記 1 の表のとおり利用者が伸び悩んでいた。
- その理由として、体力・所要時間・ツアー代が指摘されていたことから、岩尾別ゲートから五湖園地までを車両で移動できないかを、平成 24 年度からエコツアー戦略の提案制度を活用し、検討が開始された。
- 提案制度に基づく検討部会が設置され、約 1 年半の検討期間を経て、平成 26 年 7 月、事業承認を得ることとなり、平成 26 年度から五湖園地までのガイド車両による送迎が可能となった。
- この事業承認の際、岩尾別ゲートから五湖園地までの除雪は、協議会による経費負担（自主除雪）を前提に事業構築されていたが、斜里町長名で道路管理者であるオホーツク総合振興局（網走建設管理部）に除雪の要望をした結果、H26～28 年度の 3 年間、振興局の経費負担かつ「試験除雪」の名目による除雪が行われることとなった。
- この 3 年間の試験除雪の結果、現に 2,000 人を超える利用があったこと（道路需要）、雪崩れの恐れがないことが確認されたため、道路管理者としては、平成 29 年 3～5 月、「当該区間の冬期通行止めは解除が可能」との判断を示すに至った。
- 一方、このエコツアー自体は、平成 29 年 3 月に開催されたエコツアー検討会議において、自主除雪を前提に、平成 29 年度以降の継続実施の承認を得ており、実際に平成 29 年度はこの方針どおりに運営することとしている。

#### (2) 現在の状況

- ① 上記のとおり、岩尾別ゲート～知床五湖ゲート間において、冬期通行止めの解除は可能、すなわち、通年通行・供用が可能、とされている。
- ② 道路は、通行止めの理由がなくなれば、供用することが原則である。
- ③ 現在のエコツアー利用は、特例使用許可を受けることによって、初めて通行・除雪が可能となっているが、その要件の一つである「公共性」の判断には不安定さが残っている。

- ④ 道路管理者としては、今年度から通年供用をすることが可能であったが、現在のままに冬期通行止めが解除される（通年通行が可能となる）と、五湖園地での管理体制が整っていないことに起因して、無秩序利用による事故やトラブル、環境への悪影響などが生じる恐れがあるため、対応策や具体的な管理体制が整うまで間、通行止めの解除を見送ってほしい旨の要請を斜里町長名及び協議会長名ですることとしている。
- ⑤ 協議会としては、知床の価値を落とすことなく、現実的かつ具体的な管理体制の構築が可能か否かについて、今後検討を進めていく予定である。

(3) 今後の検討にあたって

① 仮定条件

- ・ 道道知床公園線（岩尾別G～知床五湖G）+町道+駐車場 が通年で供用されうる
- ・ これによって、知床五湖地区に通年でアクセスが可能となる

② 基本的視点・方針

- ・ 知床国立公園（遺産地域）としての価値の向上に資すること
  - ・ 新たな魅力の創出
  - ・ 持続可能性（オーバーユースではない、環境への負荷の低減）
  - ・ 各種計画等との整合（場合によって計画変更手続き）

③ 想定される主な論点

- ・ 利用のコントロール手法（根拠法令・制度）
  - ・ 知床五湖園地でのコントロール手法
  - ・ または、知床自然センターからのアクセスコントロール
  - ・ 何らかの総量規制
- ・ 具体的な管理体制
  - ・ 安全管理（交通・遭難・湖転落・ヒグマ遭遇（3～4月）など）
  - ・ 秩序ある利用誘導
  - ・ トイレ、待避場所
  - ・ 高架木道の利用の可否
  - ・ 環境モニタリング手法
- ・ 公共アクセスの確保
  - ・ 公共交通の運行の可否
  - ・ 車両通行規制（道交法）
- ・ その他
  - ・ ガイドツアー利用と個人利用（レクチャーシステム）
  - ・ 管理運営主体・財源